

表 西表島におけるローカル・ルール一覧

主なフェード 利用団体・組合 構成員(18年現在)	西表島全域	西表島周辺海域	仲間川流域	浦内川流域	ヒナイ川流域	白浜港を起点とする各河川湾	その他河川等	西表島横断道
西表島エコツーリズム協会 40名(団体含む)	竹富町ダイビング組合 19業者	仲間川保全利用協定 5業者	浦内川観光 1業者	西表島カヌー組合 29業者	西表島カヌー組合+その他	西表島カヌー組合+その他	西表島カヌー組合+その他	個人事業者
フェード使用 の人数制限	設定した方が良いと いう意見もあったが 未設定。	場所によってあり。 季節によって使い分け。	動力船の定員のほか、 運航回数はカヌーのみ、 1バーチャ8艇。	特になし。 (運航回数の制限)	あり。1ガイド7名 1日最大14名。	特になし。	特になし。	単独横断の禁止。
入域制限	『西表島エコツーリズム ガイドライン2002』に則 った環境への配慮に関す るガイドライン有り。	季節によって使い分け。 季節によっては、冬期 から春にかけては、カヌー の真荷を分散せよとある。	動力船は上流8km 地点、カヌー事業者は 上流10km地点を折り返 す範囲内に使用を制限。	特になし。	自然林・森林以外の国有林 入林時の届出義務。定期 船航海への進入の制限。 (西表島カヌー組合)	自然林・森林以外の国有林 入林時の届出義務。定期 船航海への進入の制限。 (西表島カヌー組合)	自然林・森林以外の国有林 入林時の届出義務。定期 船航海への進入の制限。 (西表島カヌー組合)	キャンプサイト、入域可能 なエリアの制限。(森林生態 系保護地や保存地区内)
季節・時間 制限	『西表島エコツーリズム ガイドライン2002』に則 った環境への配慮に関す るガイドライン有り。	特になし。	特になし。	特になし。	早朝のサガリバナツア一 夜間使用時の注意喚起。 夜間使用時の注意喚起。 夜間使用時の注意喚起。 (西表島カヌー組合)	早朝のサガリバナツア一 夜間使用時の注意喚起。 夜間使用時の注意喚起。 夜間使用時の注意喚起。 (西表島カヌー組合)	早朝のサガリバナツア一 夜間使用時の注意喚起。 夜間使用時の注意喚起。 夜間使用時の注意喚起。 (西表島カヌー組合)	台風通過後の利用は一 時制限。
利用者を含む 総量規制	なし。(議論)によること は度々ある。	特になし。	特になし。	特になし。	なし。(議論)によること は度々ある。	なし。(議論)によること は度々ある。	特になし。	
資源保護	『西表島エコツーリズム ガイドライン2002』に則 った環境への配慮に関す るガイドライン有り。	組合規約に記載有り。 アンカーの打ち方。	協定内に規定有り。 環境変化に対するモニタ リングの実施。	自社規定に記載有り。 採取・移動禁止の呼 びかけ。ゴミ持ち帰 りの推奨。	規約に記載有り。 動植物等の採取の禁止。 (西表島カヌー組合)	規約に記載有り。 動植物等の採取の禁止。 (西表島カヌー組合)	規約に記載有り。 動植物等の採取の禁止。 (西表島カヌー組合)	国有林内における伐採・ 採取の禁止。
その他			引き波の影響を抑え るために動力船の速 度を制限。	引き波の影響を抑え るために動力船の速 度を制限。	救命救急法、水上安全講習 の受講義務有り。カヌー所 有者別タグの義務。身分証 明などによる相互監視。 あり。連絡網の確立。 ストレッチャー購入など の設備投資。	救命救急法、水上安全講習 の受講義務有り。カヌー所 有者別タグの義務。身分証 明などによる相互監視。 あり。連絡網の確立。 ストレッチャー購入など の設備投資。		
安全管理 体制	『西表島エコツーリズム ガイドライン2002』に則 った安全に関するガイド ライン有り。	組合規約に記載有り。	協定内に規定有り。	協定内に規定有り。	救命救急法、水上安全講習 の受講義務有り。カヌー所 有者別タグの義務。身分証 明などによる相互監視。 あり。連絡網の確立。 ストレッチャー購入など の設備投資。	救命救急法、水上安全講習 の受講義務有り。カヌー所 有者別タグの義務。身分証 明などによる相互監視。 あり。連絡網の確立。 ストレッチャー購入など の設備投資。	登山計画の提出。森林管 理署・警察・浦内川観光 による入域状況の把握。	
緊急事態への 対策	『西表島エコツーリズム ガイドライン2002』に則 った安全に関するガイド ライン有り。	組合規約に記載有り。	協定内に規定有り。	協定内に規定有り。	救命救急法、水上安全講習 の受講義務有り。カヌー所 有者別タグの義務。身分証 明などによる相互監視。 あり。連絡網の確立。 ストレッチャー購入など の設備投資。	救命救急法、水上安全講習 の受講義務有り。カヌー所 有者別タグの義務。身分証 明などによる相互監視。 あり。連絡網の確立。 ストレッチャー購入など の設備投資。	森林管理署・警察・浦内 川観光・地元事業者など による救難体制の確立。	
危険地域の 把握	『西表島エコツーリズム ガイドライン2002』に則 った安全に関するガイド ライン有り。	海上保安庁との合同訓練 各毎年実施。西表島カヌー 組合とも協力して実施。	協定内に規定有り。	協定内に規定有り。	救命救急法、水上安全講習 の受講義務有り。カヌー所 有者別タグの義務。身分証 明などによる相互監視。 あり。連絡網の確立。 ストレッチャー購入など の設備投資。	救命救急法、水上安全講習 の受講義務有り。カヌー所 有者別タグの義務。身分証 明などによる相互監視。 あり。連絡網の確立。 ストレッチャー購入など の設備投資。	特になし。	
人材育成	『西表島エコツーリズム ガイドライン2002』に則 った安全に関するガイド ライン有り。	事務局より情報の発信を 行っている。	協定内に規定有り。	協定内に規定有り。	救命救急法、水上安全講習 の受講義務有り。カヌー所 有者別タグの義務。身分証 明などによる相互監視。 あり。連絡網の確立。 ストレッチャー購入など の設備投資。	救命救急法、水上安全講習 の受講義務有り。カヌー所 有者別タグの義務。身分証 明などによる相互監視。 あり。連絡網の確立。 ストレッチャー購入など の設備投資。	特になし。	
啓発普及	『西表島エコツーリズム ガイドライン2002』に則 った安全に関するガイド ライン有り。	組合規約に記載有り。 ダイビングエスタの実施。	ガイド講習の実施。	ガイド講習の実施。	救命救急法、水上安全講習 の受講義務有り。カヌー所 有者別タグの義務。身分証 明などによる相互監視。 あり。連絡網の確立。 ストレッチャー購入など の設備投資。	救命救急法、水上安全講習 の受講義務有り。カヌー所 有者別タグの義務。身分証 明などによる相互監視。 あり。連絡網の確立。 ストレッチャー購入など の設備投資。	特になし。	
組合・団体等 への加入条件	『西表島エコツーリズム ガイドライン2002』に則 った安全に関するガイド ライン有り。	竹富町に居住する事業者 への参加。協定事業者 への参加。2/3の同意。 組合規約による違反行 為。注意。一定期間の操 業停止を要する改善され ない場合は脱退となる。	組合規約に記載有り。 ダイビングエスタの実施。	組合規約に記載有り。 ダイビングエスタの実施。	救命救急法、水上安全講習 の受講義務有り。カヌー所 有者別タグの義務。身分証 明などによる相互監視。 あり。連絡網の確立。 ストレッチャー購入など の設備投資。	救命救急法、水上安全講習 の受講義務有り。カヌー所 有者別タグの義務。身分証 明などによる相互監視。 あり。連絡網の確立。 ストレッチャー購入など の設備投資。	特になし。	
罰則規定	『西表島エコツーリズム ガイドライン2002』に則 った安全に関するガイド ライン有り。	組合規約に記載有り。 ダイビングエスタの実施。	組合規約に記載有り。 ダイビングエスタの実施。	組合規約に記載有り。 ダイビングエスタの実施。	救命救急法、水上安全講習 の受講義務有り。カヌー所 有者別タグの義務。身分証 明などによる相互監視。 あり。連絡網の確立。 ストレッチャー購入など の設備投資。	救命救急法、水上安全講習 の受講義務有り。カヌー所 有者別タグの義務。身分証 明などによる相互監視。 あり。連絡網の確立。 ストレッチャー購入など の設備投資。	特になし。	
地域への 配慮	『西表島エコツーリズム ガイドライン2002』に則 った安全に関するガイド ライン有り。	組合規約に記載有り。 ダイビングエスタの実施。	組合規約に記載有り。 ダイビングエスタの実施。	組合規約に記載有り。 ダイビングエスタの実施。	救命救急法、水上安全講習 の受講義務有り。カヌー所 有者別タグの義務。身分証 明などによる相互監視。 あり。連絡網の確立。 ストレッチャー購入など の設備投資。	救命救急法、水上安全講習 の受講義務有り。カヌー所 有者別タグの義務。身分証 明などによる相互監視。 あり。連絡網の確立。 ストレッチャー購入など の設備投資。	特になし。	
組織的な 問題点	防衛確保。現在、NPO 法人化に向け申請中。	近年の事業者側に伴い 加入しない事業者も増 加した。	特になし。	特になし。	救命救急法、水上安全講習 の受講義務有り。カヌー所 有者別タグの義務。身分証 明などによる相互監視。 あり。連絡網の確立。 ストレッチャー購入など の設備投資。	救命救急法、水上安全講習 の受講義務有り。カヌー所 有者別タグの義務。身分証 明などによる相互監視。 あり。連絡網の確立。 ストレッチャー購入など の設備投資。	特になし。	現在組織化の話があるが、 要議論。

(出典：西表島ルールブック 竹富町商工観光課)

**西表島エコツーリズム協会ガイドライン 2002（抜粋）**

**1. 環境への配慮に関するガイドライン**

私たちは、西表島の自然を美しく保つため、次のようなことに配慮し、よりよいエコツーリズムを実践していきます。

**『西表島の環境を大切にしましょう。』**

**西表島の動植物を大切にしましょう。**

- 野生動物に食べ物を与えないようにしましょう。
- ツーリストが木の根などを踏んだりして自然を傷つけずにすむよう、フィールドでは気を配りましょう。
- 外来種の持ち込みや拡散を食い止めるよう、気をつけましょう。
- ペットを飼う場合は最後まで責任を持ちましょう。

**むやみな動植物の採集及び移動はやめましょう。**

- 動植物を観察した後は移動させず、必ず元に戻しましょう。
- 漁業や農業、狩猟、生活文化などの体験プログラムにおける採取・採集は、必要な量に抑えましょう。
- 貴重な動植物や保護されている動植物はもちろん、むやみな動植物の採集はやめましょう。

**野外の環境に配慮した利用のあり方をしましょう。**

- フィールドへのアプローチは少人数で行い、各フィールドで緊急時に対応でき、自然に配慮した人数にしましょう。
- ツアーで使用するフィールドは、ツーリストの安全や生き物などに配慮して選びましょう。
- ウミガメが産卵に上陸する浜でのキャンプは5～10月の期間、特に配慮しましょう。
- 自然を傷つけない履き物や乗り物を選びましょう。
- フィールドでの食器洗いやトイレは、環境をよごさない適切な方法で処理しましょう。
- 動力船は周りの環境・ひき波・騒音・排気・非動力船に配慮したスピードを心掛けましょう。

**宿泊施設・生活圏の環境に配慮した利用をしましょう。**

- 施設は環境及び水資源やその他エネルギー等の利用に配慮しましょう。
- 汚水の処理方法・ゴミの減量化など環境への配慮に心掛けましょう。

**西表島内でのゴミを減らす努力をしましょう**

- 西表島はゴミ最終処分場がないことをツーリストへ周知させ、協力依頼をしましょう。
- フィールドへはゴミになるようなものを持ち込まない、小さなゴミでも拾って必ず持ち帰る事を徹底しよう。
- 島内へゴミとなるものを持ち込まない工夫をし、ツーリストに対しても持ってきたものは持って帰ってもらうように促しましょう。島内で物を購入する際には、リサイクル出来る物や自然分解出来る物を選ぶ努力をしツーリストにも促しリサイクル出来ない物や最終処分出来ない物は持ち帰ってもらうよう徹底しましょう。

**2. 安全への配慮に関するガイドライン**

私たちは、西表島を訪れるツーリストが安全で楽しい体験ができるよう、次のようなことに気を付けて、よりよいエコツーリズムを実践していきます。

**『安全管理を心掛けましょう。』**

より良いツアーができるよう、ガイド研修を行いましょう。

- 事故に備え救急蘇生法などの訓練を定期的に受けるようにしましょう。
- ガイド自主講習会を開き、島の自然や文化、地域の学習につとめましょう。

緊急時の対応マニュアルを作りましょう。

- 急なビバークや緊急事態に供えて食糧や携帯電話・無線等を携行しましょう。
- 事業者は、万が一の事故やトラブルに備え緊急連絡体制を作成し、冷静に対処できるようスタッフにも徹底しましょう。
- 緊急連絡体制は順序を追って確認でき、事故発生後何処に連絡をするのかまで作成しそれに従いましょう。
- 緊急連絡体制は各組織の連絡網と共に定期的な見直しをしましょう。
- 安全のため各フィールドへのアプローチは緊急事態に対応できる人数にしましょう。
- 食品の衛生管理には細心の注意をし、安全な食事のサービスに心掛けましょう。

安全なツアーのため情報交換をしましょう。

- 河川内で遊覧船やカヌーの往来がある場所ではお互いにコミュニケーションをとりましょう。
- 地域の海人や猟師等との情報交換を常に行いましょう。
- 事故のないように危険個所や行動についての諸注意をしましょう。

ツアーリストの安全管理

- ツアー参加条件としての保険加入を徹底しましょう。
- 出発前には参加者の健康状態を確認しましょう。
- ツアー開始時にはツアーの説明と安全に関するレクチャーを行いましょう。
- ツアー中の服装・履き物等は安全に配慮したものを推奨するようにしましょう。
- 天気や天候の変化に気を配ってツアーを行いましょう。
- 怪我などの応急処置に供えて救急薬を携行しましょう。
- 安全のため各フィールドへのアプローチは緊急事態に対応できる人数にしましょう。
- 食品の衛生管理には細心の注意をし、安全な食事のサービスに心掛けましょう。

### 3. 生活文化への配慮に関するガイドライン

私たちは、西表島の豊かな生活文化をまもり、活かし、伝えていくために、次のようなことに気を付けて、よりよいエコツーリズムを実践していきます。

『地域の生活のリズムを乱さないようにしましょう。』

地域の生活の尊重

- 島の農業、漁業、狩猟等の生業を妨げないように配慮してツアーを行いましょう。
- 地域の行事やイベントを大切にしましょう。

『西表島の歴史や文化の保全と継承に協力しましょう。』

生活文化の啓蒙

- 地域の文化や祭に参加するときは、それぞれの地域のルールに従いましょう。
- 御巖(ウガン:拝所)などの神聖な場所には、許可なく立ち入らないようにしましょう。
- 地域の自然や文化を解説し紹介できるよう、常に研究研鑽に努めましょう。

### 4. 情報提供に関するガイドライン

私たちは、よりよいエコツーリズムの実践のため、情報の把握と提供に努めていきます。

## 『情報を共有していきましょう。』

### 情報の収集・把握

- 地域の行事などに積極的に参加・協力し、新しい情報の収集に心掛けましょう。
- 地域の情報はエコツーリズムにも反映させましょう。
- 天候の状況を事前に把握しましょう。
- 安全のため、関係機関との情報交換をしましょう。

### 情報の提供

- ツーリストにインフォメーションやコミュニケーションを通して思い出の多いツアーになるよう情報提供に心掛けましょう。
- 充実したツアーができるようツアー計画のお手伝いをしましょう。
- ツアーの内容や、天候の状況を事前に伝えましょう。
- 地域の文化や祭事に関するルールを知らせ、尊重してもらいましょう。
- 集落でのマナーを伝え、生活への配慮に協力してもらいましょう。
- エコツーリズムで得た情報は地域にもフィードバックしましょう。

## 5. 地域への還元に関するガイドライン

私たちは、次のようなことを心がけ、エコツーリズムによる地域への還元に努めます。

### 『地域活動に理解を示し協力しましょう。』

#### 地域活動への貢献

- 地域活動に協力しましょう。
- 地域の環境教育に協力しましょう。

### 『地域の生産者や事業者への還元を図りましょう。』

#### 地域産業への貢献

- ツーリストにはなるべく島内での宿泊を奨めましょう。
- 島の産物をいかした食事や特産物の使用や購買を心がけましょう。
- 地域の食材を中心としたオリジナルな食事の提供に心掛けましょう。

### 『収益の一部を自然保護や文化の保全に役立てましょう。』

#### 自然環境の保全に貢献しましょう。

- フィールドの状況や情報をもちかえり、今後の利用方針にいかしましょう。
- 環境省(国立公園)所轄管理所・森林管理署など公的機関とも連携をとり ツーリストへの健全な誘導に心掛けましょう。

#### エコツーリズムの啓蒙活動に努めましょう。

- エコツーリズムが成り立つ絶好の地域として誇りを持ち、エコツーリズムの理念や概念の普及に努めましょう。

## 西表島カヌー組合の自主規制

### 【西表島カヌー組合の活動】

1. 安全なカヌーツーリングガイドを実施しています。
2. 事故、急病等の緊急時における連絡網、救助体制を確立しています。
3. 河川、山地等の自然環境の保全と動植物の保護活動をしています。
4. 組合自主ルールにより1名のガイドに付き7名のゲストを1日2回、最高14名まで案内とする厳しいルールでツアーを催行しています。
5. 毎年、海上保安庁、竹富町消防団、八重山警察署による合同救助訓練に参加しています。

### 【ピナイサーラ及び船浦湾周辺地域】

- ・ガイドは、ツアー開催中、組合が発行するガイド証を携帯しなければならない。
- ・営利を目的とした入林は、案内人を同行させ、1パーティ13名以下とする。
- ・営利を目的とした非動力船を利用したガイドツアーは1パーティ8名以下とする。
- ・1業者が1日にガイドできる人数は、最大14名とする。ただし、1人のガイドが案内できる人数は最大7名とする。8名以上になると複数グループが別々の行動を取らなければならない。ガイドの数は1日3名までなら最大客数は14名。ガイドが4名以上になると客数とみなす。(例えばガイドが4名なら最大客数は、13名になる。)新規加入の事業者が1日にガイドできる人数は、当自主ルールの人数の半分で1年間とし、栈橋等が整備されなければ検討をする。
- ・船浦湾、ピナイサーラ周辺でキャンプ、たき火をしてはならない。
- ・参加者を滝つぼで泳がせる場合は、安全に関して十分な配慮をしなければならない。
- ・以下の行為は禁止する。
  - ・ピナイサーラの滝において、滝に打たれること。
  - ・ピナイサーラの滝・西田の滝において、高い岩の上から滝つぼに飛び込むこと。
- ・自然休養林内で営利を目的とした入林において、既存の山道以外は利用しない。

### 【白浜】

- ・干潮時のやむを得ない場合を除き、航路上をカヌーで通行しない。やむを得ず航路を利用する場合は、航路法に従いダイビング船、漁船、定期船などの運航に迷惑にならないようにする。
- ・航路を利用する場合は、動力船通過時の引き波に十分注意し、衝突事故や転覆を防止するために、ツアー参加者に注意を促さなければならない。

### 【前良川・後良川】

- ・新城島と古見の豊年際開催期間中は、それぞれの地域でのカヌー・ツアーの開催を自粛する。
- ・前良川及び後良川にカヌーを係留したままにしてはいけない。ツアー開始時に搬入し、終了時には撤収しなければならない。
- ・サガリバナツアーで前良川、後良川を利用する場合は、早朝であることに留意し、騒音、明るすぎるライトなどにより地域住民が迷惑を被らないようにしなければならない。